

当会会員が大阪府迷惑行為防止条例違反の現行犯で逮捕されたとの報道について（談話）

本日、マスコミ各社から、当会所属の司法書士が大阪府迷惑行為防止条例違反の現行犯で逮捕された旨が報道されました。

当該会員は、昨日、電車内で女性のスカートの中を盗撮するような動きをしたとして現行犯逮捕されたと報じられています。

司法書士は、法律家として法令を遵守することは当然であり、同会員の被疑事実の真偽については、今後の捜査及び裁判の結果を待たなければなりません。報道されている事実が真実であるとし、同会員の行為は、市民の司法書士に対する信頼を裏切るものであり誠に遺憾であります。

司法書士に求められる職責を再認識し、会員に対しこれまで以上に高い倫理観、使命感を持つよう指導してゆく所存であります。

2013年（平成25年）7月10日
大阪司法書士会 会長 中谷 豊重